

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則及び住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の改正案に関する意見募集について

令和7年8月4日  
国土交通省

国土交通省では、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）の改正が令和7年10月1日に施行されることに伴い、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則及び住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部改正を検討しております。

つきましては、下記要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。なお、住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則は、法務省及び国土交通省の共管ですが、意見公募の手続きは国土交通省が代表して行います。

お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象（別紙参照）

- ・ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について
- ・ 住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の一部を改正する省令案について

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和7年8月4日(月)から令和7年9月2日(火)まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出フォームの利用又は意見提出様式にならない、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①インターネットの場合 電子政府の総合窓口（e-Gov） 意見提出フォーム

②電子メールの場合

電子メールアドレス：[hqt-kashitanpo@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kashitanpo@gxb.mlit.go.jp)

※ファイルの添付はせず、メール本文に直接ご意見を入力してください。

③郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 意見募集担当あて

5. 留意事項

- 氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がございますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。
- 住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111（内線 39445）

(意見提出様式)

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 意見募集担当あて

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の改正案  
に関する意見募集について

1. 氏名（法人又は団体の場合は、名称）（任意）
2. 住所（法人又は団体の場合は、所在地）（任意）
3. 連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）（任意）
4. 意見（必須）

(意見提出様式)

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）付 意見募集担当あて

住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則の改正案  
に関する意見募集について

1. 氏名（法人又は団体の場合は、名称）（任意）
2. 住所（法人又は団体の場合は、所在地）（任意）
3. 連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）（任意）
4. 意見（必須）